

警察庁丙少発第11号  
財理第1724号  
平成22年4月19日

日本スーパーマーケット協会  
会長 川野幸夫 殿

警察庁生活安全局長



財務省理財局長



未成年者喫煙防止のための対面販売時における年齢確認等について（再要請）

平素、未成年者の喫煙防止に関し、御理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。

成人識別自動販売機が全国稼働（平成20年7月）して以降、未成年者が対面販売によりたばこを購入する事例が増加したことから、これまで貴台に対して、対面販売時における年齢確認の徹底を文書で要請（平成21年6月、別添1参照）するとともに、未成年者喫煙禁止法第5条（未成年者が自用に供することを知りながらたばこを販売すること）に違反して処罰されたたばこ小売販売業者には、たばこ事業法に基づく行政処分（許可の取消し・営業停止）を含め、厳正に対処していく旨を財務省から文書で周知（平成21年8月、別添2参照）したところです。

このような要請・周知にもかかわらず、未成年者喫煙禁止法第5条違反によりたばこ小売販売業者が検挙された件数は、平成20年の166件から平成21年では486件へと大幅に増加しており、未成年者喫煙防止の観点から極めて問題であると考えております。

こうした情勢を踏まえ、警察庁においては、各都道府県警察に対し、たばこ小売販売業者に対する対面販売時の年齢確認の徹底についての指導、喫煙をしている未成年者の補導、未成年者喫煙禁止法違反の取締り等の一層の強化を指導しているところであります。

また、財務省においては、上記の平成21年8月の文書による周知が行われた後に未成年者にたばこを販売し、未成年者喫煙禁止法第5条違反により処罰されたたばこ小売販売業者1名に対して、平成22年3月に30日間の営業停止処分を行ったところであり、今後とも同条違反

により処罰されたたばこ小売販売業者に対しては、警察との連携を強化しながら厳正に対処していくこととしています。

こうした状況を鑑み、貴台におかれても未成年者の喫煙防止の重要性を改めて御理解いただき、未成年者と思われる者に対する年齢確認の徹底等の取組に一層御尽力頂きますようお願い申し上げます。

また、以上の内容につき、傘下会員の皆様へ再度、周知・要請方御協力頂きたく、よろしくようお願い申し上げます。

あわせて、未成年者喫煙防止のための対面販売時における年齢確認等につき、平成21年6月の要請以降、貴団体において実施された取組及び今後実施を予定されている取組について、平成22年5月14日までに財務省（理財局たばこ塩事業室）あてに御報告頂きますようお願い申し上げます。